

令和2年5月20日

保護者各位

福島県立会津高等学校長

### 学校における教育活動の再開について

新緑の候 皆様におかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より本校の教育活動に対しましてご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
さて、令和2年5月15日付けで県教育委員会より次のような内容の通知がありました。

令和2年5月14日（木）に政府から緊急事態宣言が解除されたことを受け、知事から、5月24日（日）をもって休業要請を解除し、5月25日（月）から段階的に学校を再開して、6月1日（月）から全面的な授業を再開するよう要請がありました。

このことを踏まえ、感染予防を徹底した上で、段階的に教育活動を充実させるため、5月25日（月）から29日（金）までは分散登校によって各児童生徒を週3～5日程度登校させる、短縮授業を実施する等し、その上で、6月1日（月）から通常の教育活動を再開するよう対応願います。

つきましては、5月25日（月）から下記のような対応をしながら、下記日程にしたがい学校の教育活動を再開して参りますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

#### 1 日 程

- (1) 5月25日（月）から5月29日（金）  
各曜日の時間割どおり45分授業で7校時まで（昼食が必要です。）
  - 5月25日（月） 1学年と3学年
  - 5月26日（火） 2学年と3学年
  - 5月27日（水） 1学年と3学年
  - 5月28日（木） 2学年と3学年
  - 5月29日（金） 1学年と2学年
- (2) 6月1日（月）から6月12日（金）：面接週間  
各曜日の時間割どおり45分授業で7校時まで（昼食が必要です。）
- (3) 6月15日（月）以降  
各曜日の時間割どおり50分授業で7校時まで（昼食が必要です。）

#### 2 毎日の健康観察

- (1) 毎朝家庭で、次のような症状の有無を確認してください。なお、検温もお願いします。**症状等があるときは登校を控えてください**（出席停止扱いとします）。この場合は病院等関係機関と連絡をとり、指示を仰いでください。
  - 風邪症状（発熱・咳・鼻水・頭痛等）
  - だるさ
  - 息苦しさ
  - 臭いや味の感覚がない等
- (2) 学校では毎朝SHR時に健康状況チェックを行います。

#### 3 感染予防対策

- (1) マスクを各自で準備して装着してください。
- (2) こまめな手洗い・咳エチケットを励行してください。
- (3) 生徒の不要な外出は控えるようにしてください。

裏面へ

- 4 クラスター発生防止の工夫  
次の3条件が同時に重ならないよう、換気やマスク装着に注意して授業等を行います。
- 密閉空間であり換気が悪い状態
  - 手の届く距離に多くの人がいる状態
  - 近距離での会話や発声が起きる状態

※ 教室の窓を常時開ける場合もありますので、**生徒各自で服装調整・膝掛けの準備等**をお願いします。

- 5 部活動について  
県教育委員会の指示により、6月7日（日）までは中止とします。それ以降は次のように工夫しながら行います。
- (1) 部活動開始前には、健康観察を行い、症状等があるときは、活動に参加させません。
  - (2) 大勢の生徒が密集しないような活動内容と活動方法及び活動時間を工夫します。また、こまめな換気や可能な範囲でのマスク装着等も行います。
  - (3) クラスター発生の条件となりやすいことから、活動前後の部室の使用方法も工夫します。
  - (4) 顧問は、以上に加え、各部活動ごとに活動の特性を踏まえ、その計画を保護者と生徒へ伝えます。
- 6 感染が疑われる場合や体調不良が続き医療機関を受診した場合は、これまでどおり、学校へ連絡してください。

※ **新型コロナウイルス感染の発生状況や国・県の動向により、対応が変わる場合がありますので、引き続き学校ホームページをご覧ください。**

(事務担当 教頭 0242-28-0211)